

○香取市重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例

平成27年6月26日条例第28号

香取市重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者又はその保護者に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料（以下「医療費等」という。）の一部を助成して医療費等の負担を軽減することにより、その健康の保持及び生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の知的障害者更生相談所において、千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日付け障第329号。以下「県要綱」という。）第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が県要綱別表の最重度又は重度に該当すると判定されたもの
- (3) 第1号に規定する身体障害者手帳の交付を受け、省令別表第5号の3級に該当する障害を有する者で、かつ、前号に規定する療育手帳の交付を受け、その障害の程度が県要綱別表の中度に該当すると判定されたもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、規則に定める医療保険に関する法律をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費等の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である重度心身障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者である者
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者であるもの（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）
 - ウ 市が身体障害者福祉法第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者
- (2) 重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額（以下「基準税額」という。）が235,000円以上であるもの
- (3) 香取市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成18年香取市条例第116号）に基づく助成を受けることができる者
- (4) 香取市子ども医療費の助成に関する規則（平成24年香取市規則第26号）に基づく助成を受けることができる者
- (5) 65歳に達した日以後に重度心身障害者となった者

(6) 本市以外において、助成に相当する医療費等の支給を受けることができる者
(助成の範囲)

第4条 助成は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法に基づく保険により医療の給付がなされたとき、当該医療の給付に伴う自己負担すべき額（対象者が負担すべき額について法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額、国の補助に基づき給付を受ける額及び付加給付規定に基づき給付を受ける額並びに医療保険各法に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）から、別表に定める世帯区分に応じた一部負担額（以下「一部負担額」という。）を控除した額について行うものとする。

2 助成する給付の申請に係る証明手数料の額は、規則で定める。
(助成の申請等)

第5条 助成を受けようとする対象者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、助成に係る受給資格の認定の可否を決定し、当該申請をした対象者に通知するものとする。
(受給券)

第6条 市長は、前条第2項の規定により助成に係る受給資格の認定をした対象者のうち、第2条第1項第1号及び第2号に該当する者に対し、受給券を交付するものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた対象者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等（以下「保険医療機関」という。）のうち県内の保険医療機関において医療の給付を受けるときは、被保険者証等及び受給券を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 前条第2項の規定により受給券の交付を受けた対象者が医療の給付を受けたときは、当該保険医療機関に助成する額を支払うものとする。

2 受給券の交付を受けた対象者又は第2条第1項第3号に該当する対象者が保険医療機関で医療費等（一部負担額を除く。）を支払ったときは、当該対象者からの申請に基づき助成する額を支払うものとする。

3 助成は、第5条第1項の規定による申請を受理した日から行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

4 第2項の規定により助成を受けようとする対象者は、医療費等を支払った日の翌日から起算して2年以内に市長に届け出るものとする。

(届出の義務)

第8条 第5条第2項の規定により受給資格の認定を受けた対象者は、同条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費等の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費等に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費等の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 医療費等の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の香取市重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療費等の助成について適用し、施行日前に受けた医療費等の助成については、なお従前の例による。

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)附則第12条に規定する支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例の間は、重度心身障害者が同条に規定にする高額治療継続者に該当する場合は、新条例第3条第2項第2号の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に65歳に達している者で、この条例による改正前の香取市重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例による医療費等の助成を受けているものは、新条例第3条第2項第5号の規定にかかわらず、同条第1項に規定する対象者とみなす。
(準備行為)
- 5 市長は、この条例の施行の日前においても、助成の申請手続その他新条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

別表 (第4条第1項)

世帯区分	一部負担金	
	入院1日又は 通院1回当たり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	300円	0円
上記以外の場合	0円	

備考

- 1 市町村民税所得割課税世帯とは、基準税額が生じるものをいう。
- 2 1日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として一部負担額を算定する。